

高砂市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用することにより、新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の印刷物及び刊行物
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる状態にあると市長が認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性があるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝するもの
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- (8) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (9) その他市長が広告媒体に掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに各部局の長が別に定める。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集方法及び選定方法は、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、各部署の長が別に定める。

(審査機関)

第6条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、高砂市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

- 2 審査会の委員長は企画総務部長を、委員は企画政策課長、広報担当主幹、財政課長、産業振興課長及び人権推進室主幹をもって充てる。
- 3 審査会の委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 審査会の委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、広告内容等、広告掲載に関して疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要あると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項は、企画総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19年 10月 1日から施行する。